

令和元年度よなごみ通信への広告掲載基準

1 主旨

米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、よなごみ通信への広告掲載に関し必要な基準を定める。

2 広告の掲載位置、規格等

- (1) よなごみ通信に2枠を上限として掲載する。
- (2) 1枠の大きさは、縦3cm・横18cmとする。
- (3) 1広告主につき1枠とするが、募集した枠数に広告掲載希望者が満たない場合においては、希望する者に複数枠の利用を認めることができるものとする。

3 よなごみ通信の作成部数及び広告掲載期間

よなごみ通信は48,000部作成するものとし、広告掲載部分については白黒印刷とする。また、令和元年度については発行回数を1回とする。なお、作成部数等に変更がある場合は、募集の際にその旨を明示する。

4 広告掲載料

1枠当たり15,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

5 広告掲載希望者の募集及び広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者の募集は、広告の規格、よなごみ通信の用途、作成部数その他必要な事項を明示して、米子市ホームページ等により公募する。
- (2) 募集した枠数に広告掲載希望者が満たない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告のあつせんをさせることができるものとする。
- (3) 広告掲載希望者は、よなごみ通信広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿及び電子ファイル化したものを添えて、市長に申し込むものとする。
- (4) 広告の内容、デザイン等は、広告主が経費を負担して市長の指定する仕様に従って作成しなければならない。
- (5) 申込期間は、別に定めるものとする。

6 広告掲載の審査及び承認

- (1) 前項の募集期間終了後速やかに審査し、広告掲載等承認をするときはよなごみ通信広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、しないときはその旨を申込者に通知するものとする。
- (2) 前号の規定による審査は、要綱第7条の規定に基づき行うものとし、掲載に適すると認められる応募が募集した枠数を超える場合は、抽選により決定する。
- (3) 広告を掲載する枠は、応募者の希望を優先するが、希望が同一枠に重複した場合は、抽選により掲載枠を決定する。
- (4) 広告掲載等承認を受けた者は、市長が指定する期日までに、よなごみ通信広告掲載に関する請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- (5) 広告掲載等承認をした後において、広告の内容、デザイン等が要綱に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

7 広告掲載料の納付

広告掲載料は、広告掲載等承認後、市長の指定する期日までに一括で納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

8 広告掲載等承認の取消し

要綱第9条第1項の規定に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載等承認を取り消すものとする。

- (1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。
- (2) 広告の原稿が指定期日までに納付されなかったとき。
- (3) 要綱第7条第3項の規定による広告の内容等の変更に広告主が応じないとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

9 広告掲載料の返還

広告主が既に納付した広告掲載料は、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載を中止し、又は取り消したときは、その全部又は一部を返還するものとする。